

エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成26年2月20日(木) 10:03~12:08

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

猪奥 美里 委員長

宮本 次郎 副委員長

井岡 正徳 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

高柳 忠夫 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○猪奥委員長 前回の委員会で井岡委員から質疑のありました内容について、平岡河川課長、福嶋砂防課長、上平下水道課長、的場水道局業務課長の順に答弁をお願いします。

○平岡河川課長 それでは、ダムにおける小水力発電の現状と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

奈良県県土マネジメント部においては、天理ダム、初瀬ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダムの5つを管理しております。ダムにおいて小水力発電をやることになれば、その使用水量は河川の維持用水を使用することになると思います。先ほどの5つの中で、白川ダムは下流へ放流をしておりません。残る4つのダムについては維持用水があるのですが、そんなに多く放流しているわけではないのです。その4つのダムについてその利用可能な流量、有効落差、発電に利用する設備の最適規模、設置場所、既存施設の改良など、発電の可能性と小水力発電の前提となる採算性についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○福嶋砂防課長 砂防堰堤を活用した小水力発電の現状と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

現在、下北山村において、平成5年から小又川砂防堰堤を活用した発電が行われております。その発電を村営スポーツ公園に電力供給されている事例がございます。県内においては、その1事例のみでございます。

今後、新たに導入したいという事業者から相談があれば、砂防施設の活用に係る情報提供や所要の許可手続等について対応してまいりたいと考えておる次第でございます。以上です。

○上平下水道課長 下水道課から、下水処理場における小水力発電の可能性について述べさせていただきます。

下水処理場における小水力発電といいますのは、処理された水の放流箇所での落差を利用して発電するのですが、本県の浄化センターの場合は落差が小さいという理由で必要な条件を満たさず、小水力発電には余り適していないのが実情です。具体的には、平成21年に検討を行いました。その中で、NEDOという独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の小水力発電ガイドブックでは、落差が2メートル以上、流量が毎秒0.2立方メートル以上がその必要条件となっております。浄化センターと第二浄化センターにおきましては落差が1.8メートル、宇陀川浄化センターと吉野川浄化センターにおいては、落差はあるのですが、流量的には0.2立方メートルに対して宇陀川浄化センターが0.076立方メートル、吉野川浄化センターが0.12立方メートルと、その必要な流量を満たしておりませんので、小水力発電に関してはかなり難しいと考えております。以上でございます。

○的場水道局業務課長 水道局での小水力発電の取り組みについてご説明させていただきます。

水道におきましては、上水送水において多くの電力を必要としておりますので、環境対策として再生エネルギーの導入に取り組んでまいりました。水道施設の水圧を利用した小水力発電でございますけれども、先ほど地域振興部長が報告をいたしました「奈良県エネルギービジョンの推進」の7ページに県営水道施設を活用した小水力発電の導入事例を挙げております。これは、平成19年度に出力80キロワットの設備を広域水道センターに、平成22年度に出力197キロワットの設備を桜井浄水場に導入いたしました。また、太

陽光発電につきましても、同じく5ページに記載させておりますけれども、平成17年度に御所浄水場に出力790キロワットの設備を導入しております。

平成24年度の実績といたしましては、広域水道センターで55万キロワットアワーを発電し、使用電力の13.4%を担っており、桜井浄水場では134万キロワットアワーを発電し、使用電力の39.8%を賄っております。県営水道全体では、これらの小水力発電と御所浄水場の太陽光発電を含めました再生エネルギーは、総使用電力の13.3%となっております。

今後の取り組みといたしましては、平成24年度に県営水道施設への小水力発電の導入検討を行いまして、御所浄水場に計画出力40キロワット、計画年間発電量30万キロワットアワーの小水力発電を導入することといたしておきまして、平成25年度に実施設計を行っており、平成26年度に、予算案でご説明させていただいたとおり工事を実施する予定でございます。以上でございます。

○猪奥委員長 それでは、先ほどの説明、報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言をお願いします。

○井岡委員 前回で質問したので、一言だけ言っておきます。

砂防課も河川課もいろいろな問題がございますけれども、企業から提案のできるような手段をつくって、またしていただきたいと思います。

砂防課は、確かに砂防堰堤は水量が少ないこともあるし、難しい面があるのかもわかりませんが、全国でも事例がありますので、できることがあれば企業から提案を募っていただきたいと思ひますし、河川の場合は法規制やいろいろございますので難しいのかもわかりませんが、流量はかなり多いので、どこか何かで取り入れられたらいいかなと思ひております。

それから、下水道課ですけれども、第二浄化センターから水がどおっと出ているからできるかと思ひましたけれども、高低差がないので、だめだということですが、浄化センターではバイオマスの中でやっていると思ひます。その説明をまた後でしていただきたいと思ひております。

それから、水道局は落差を使って割と効率のいい発電をされております。さらに期待をしたいと思ひます。

下水道課のバイオマスのだけ答弁をいただきたいと思ひます。

先ほど気になりました木質バイオマスの14億円の貸し付けですけれども、これは国か

らのお金をそのまま貸すわけですけれども、返済が滞った場合、県はどうされるのか。これは保証協会を多分利用していないケースなので、その担保とか、企業の信用調査とかをどうしているのかなと思って。実際、滞ると県の債権放棄という形になるわけですか。その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○上平下水道課長 浄化センターにおけるバイオマスということで、浄化センターにおきましては汚泥処理する過程で、汚泥消化槽で汚泥を一旦20日ほどそこへ貯留します。その間に消化ガス、いわゆるメタンガス等が発生しまして、それを回収して焼却炉の主燃料として再利用しております。消化ガス、いわゆるメタンガスは年間約289万立方メートル発生しております、灯油代に換算しますと、平成24年の場合、約1億1,000万円の節約となっております。

消化ガスは有効利用することで化石燃料の使用量も削減できますし、温室効果ガス排出量の削減にも寄与しますので、今後も焼却炉の主燃料として有効利用していきたいと思っております。以上でございます。

○岡野奈良の木ブランド課長 木質バイオマス発電施設整備への貸付金についてお答えいたします。

この事業は、委員もご指摘のとおり、国の制度を利用するものでございまして、具体の採択に当たりますとは、国から示されてます採択要件がございます。例えば、やはり資金力が必要だということで、一定の自己資金があるということもございまして、先ほど経営の話がありましたが、中小企業診断士を入れて経営診断をとるということもあります。また、発電事業を継続していくことについては、原料木材を安定的に供給する必要があるということで、それを確保できるような協定をとることもあります。この事業者に関しましては、現在、県内の林業事業者33社と契約を結んで、木材を確保できる見込みとなっております。

また、同事業におきましては、売電事業ということで、国の電力の固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度の認可を受けるということが条件になっておりまして、その認可を受けた場合に決められた価格で20年間にわたって電気を買い取ってもらうと。こういうところで、ある一定の経営見通しが立てられるかと思っておりますし、国の採択基準は今のところ全て満たしておることになります。

委員ご指摘のとおり、今回の部分は貸付金となりますので、やはり保証人をとりまして、それを担保することになっております。また、国の要綱の中に、例えば天変地異とか、そ

の事業者の責めに帰さない部分で設備が壊れてしまうなどで継続できないといった場合には返済を免除するような項目が含まれておると、こういう状況になっております。以上でございます。

○井岡委員 下水道課のバイオマス、あまりPRしていないので、この場でPRを言っていただいたということでございます。

先ほどの14億円の貸し付けですけれども、返済が滞った場合は県が債権放棄しないといけないのでしょうか。それと、保証人で担保をとられたと言いますけれども、保証人だけです、担保としてついているのは。土地や家屋など、どういう担保のとり方をされるのか、もう一度お願いします。

○岡野奈良の木ブランド課長 貸付金で事業者に貸すということになりますので、事業者からは売電を行った翌年度から15年間にわたって資金を返済いただく計画になっております。ただ、事業スキームが、国から県へ補助金という形で参りますので、滞った場合におきまして、かわりに県から国へ返済義務があるのかといたしますと、国から県への貸付金ではございません。通常の補助事業と同じように、例えば補助事業があつて、途中で事業がうまくいかないといった場合は施設の残存価値、残存価格相当分を返済するというスキームになるのですけれども、これと同じような形になるのかと。ですので、例えば10年間継続して、なかなか立ち行かないとなった場合は、通常と同じようにそれ見合いの残存価格で県は事業者に補助金の返済を求めて、県から国に対して返すというスキームになるかと思えます。

また、保証人担保、延滞利息などの諸条件につきましては、今、県でさまざまな貸し付け事業等がございますので、条件の詳細を今後詰めていこうとは思っておりますけれども、特定目的会社として役員が数人おられますので、役員の方は全て保証人になっていただくという方針でいこうかと思っております。以上です。

○井岡委員 国に都合のよい制度でありまして、国から直接貸し付けたらいい話なのに、わざわざ県に補助金で出して、もし途中で立ち行かなかつたら県が債権放棄すると。一番危惧しているのは、やっぱり第2のヤマトハイミールと申しますか、中小企業高度化資金と同じようになることです。事前に説明を聞いていましたけれど、この委員会で言ったのは、ほんとに自信があるのかと、それだけを聞きたいのであつて、自信があるのだったら別にどうこうということはないのです。後で材木のチップを集められずに10年ぐらいでつぶれてしまつて、県がまた債権放棄することにならないかと危惧しているわけです。そ

れが絶対大丈夫というのだったらよいのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○岡野奈良の木ブランド課長 先ほど申しましたように、一番大きいのはFIT制度による固定価格での買い取り制度だと思うのです。やはり20年間にわたって収入が得られることが非常に大きいのが1点。

それと、原料木材の計画量がございまして、それを十分にクリアできる協定を結んでおりますので、それはもう大丈夫であろうと見込めるわけがございますけれども、やはり季節によって変動があると思います。この施設の原料木材の数量は年間7万2,000トンを用意しております、そのうちの半分の3万6,000トンを未利用間伐材、残りを建設廃材などの木質チップになろうかと思うのです。変動したときに、未利用材が出てこない場合は、その期間だけ、建設廃材とか他の木質チップで補うという運転をしていくのかとは思いますが、県内で流通しておりますそういった木質チップ自身を見ましても、この計画を上回る相当量が流通しております。そういった意味合いでいきますと、繰り返しになりますけれども、買っていただける電力の価格が割と優遇されておりますので、そういう面からいくとうまく運営されていくのかと思っております。以上でございます。

○井岡委員 いや、違うのです。大丈夫ですか聞いています。大丈夫と言ってくれたら、それでよろしいのですけれど。

○岡野奈良の木ブランド課長 計画を十分精査いたしまして、予算案として計上させてもらっておりますので、大丈夫と見込んでおります。以上です。

○井岡委員 もうよろしい。

○阪口委員 3点ほど質問いたします。

1つ目は、去年は1億2,000万円を計上されて、家庭用の太陽光発電設置補助事業がございました。それにかわるものとして、ことしは家庭における自立・分散型エネルギー普及促進事業、エネファームが約5,000万円、HEMSが3,000万円と理解しております。予算が限られているところから、その予算がこちらに充当されても、それはいたし方がないかと思うのですけれども、県民はことしもあるものと期待している方もおられますので、そのあたりもう少し納得できるような、なぜこうなったのかという具体的な根拠を教えてくださいたいのが1点でございます。

2点目は、太陽光発電の公共施設等への導入促進ということで、県の公共施設へ積極的に導入をしていくと。これは、例えば公立高校とか小・中学校かと理解いたしておりますが、小・中学校の場合は市町村との連携がなければこれはなかなか進まないの、市町村

との連携をどのように考えて公共施設の導入促進を図っていかれるのかというのが2点目の質問でございます。

3点目は、県庁に急速充電器の設置をされるとのことで、これは県庁のどこに置かれるのかと。できるだけ、県民のわかりやすい場所に設置されたほうが普及促進を図ることが可能ではないかと思っております。以上でございます。

○塩見エネルギー政策課長 阪口委員からは3点ご質問いただきました。

まず、家庭用太陽光発電の補助金廃止の理由でございます。新たに新年度、別のスキームで予算組みをしています。やめた具体的理由とのことでございます。

今まで家庭用太陽光発電設備の補助につきましては、太陽光パネルの市場価格の動向を踏まえまして、設置に係る経費を試算し、国の補助金、余剰電力の売電収入、それから自家消費による電気代の節約額など、設置による経済的メリットを考慮の上、設置者の持ち出し分の一定割合を補助する考え方で行ってまいりました。近年、太陽光パネルの設置額は低減しており、平成21年度では1キロワット当たりの設置価格が60万7,000円でしたが、平成25年度では、12月時点で40万5,000円まで下がってきております。平成26年度、1キロワット当たりの設置の単価ですけれども、試算したところ、大体36万円ぐらいまで下がるだろうと予想されております。このパネル単価の下落を踏まえて試算しまして、家庭用太陽光発電設備を単独で補助する必要は低くなっただろうと判断したところでございます。

新年度につきましては、太陽光発電設備とあわせましてHEMSあるいは蓄電池、エネファームを設置する家庭を対象にした補助を実施することで、引き続き家庭用太陽光発電の普及に向けた支援をしてまいりたいと思っております。

次に、2つ目でございます。市町村とはどのような連携をしながら公共施設への導入を進めるのかという点でございます。

公共施設については、これまで県有施設では御所浄水場、図書情報館、奈良養護学校及び産業振興総合センター、これは以前の工業技術センターになりますけれども、これらに設置を進めてまいりました。現在、公共施設での再生可能エネルギーの普及につきましては、環境省が実施します再生可能エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール事業と言いますけれども、これを活用したいと考えております。この事業は、地方自治体が防災拠点や避難所に対して太陽光パネルなどの再生可能エネルギーと、蓄電池の整備を行う場合の財源として環境省から都道府県に補助金が交付されるものでござい

まして、都道府県はその交付された補助金を基金に積み立てた上で県や市町村の公共施設へ整備してまいります。現在、採択に向けまして平成26年度の申請書の提出の準備をしております。市町村施設への予備要望調査を既に行うなど、進めているところでございます。

それから、3点目の電気自動車の導入促進につきまして、急速充電器などのEVに必要な充電器を県庁のどこに整備するのかとのことですが、電気自動車はご承知のとおり、災害時などの停電の際に非常用電源としても活用されるということで、災害に強い移動手段、あるいは非常用移動電源としての役割も注目されております。その電気自動車の充電器につきまして、民間サイトによりますと、1月末現在で県内にある充電施設は、急速充電で9カ所、それから普通充電で47カ所、合計56カ所となっております。

充電器の普及につきましては、県が今年度策定いたしました充電器整備計画に基づきまして、公共性を有する充電器を設置する場合には通常2分の1の補助が3分の2にかさ上げされます。さらに、現在、自動車メーカーとか大手旅行会社も独自の充電設備の整備に支援しております。国や民間企業におきましても、このように普及促進策が図られる中、県も企業任せにせず、充電器の設置をしていきたいと思っております。具体的には、来年度、県庁の正面玄関と旧耳成高校に急速充電器をそれぞれ1基ずつ、合計2基整備したいと考えて、今議会に予算計上させていただいているところでございます。

県が旗振り役で、率先して整備することで、充電器導入のきっかけづくりができればいいと思っております。以上でございます。

○阪口委員 ご回答いただきまして、大体的ところは理解いたしました。

先ほどの説明の中で、本県の再生可能エネルギーの導入目標及び実績で、平成22年度と比較して平成27年度は約2.7倍にしたいと。現在、進捗状況が2.4倍ということで、8割近く達成しているとのことですので、このエネルギー政策課を中心としまして、再生可能エネルギーの導入を、今後達成目標を2.7倍と言わずにもう少し上げて、頑張ってくださいと思っております。以上でございます。

○和田委員 3点ほど質問をいたします。

1つは、今、阪口委員から、奈良県内、電力エネルギーの自給率の引き上げの件について要望を出されましたが、その要望からさらに一步進めてお尋ねしたいのです。自給率の引き上げが予想している年度よりも早く2.4倍に達成していると。このままいけば、もう来年には2.7倍を越すのではないかと。問題は、その後の自給率の引き上げを踏まえて

の考え、方針がどのようなものなのか、それをお持ちなのかどうかについてお尋ねしたい。

それから、2点目は、この小水力発電の事業者が奈良県内で取り組みを進めたいということが起きた場合に、例えば河川の場合の規制などがあったり、いろいろな権利関係などがあったりして、従前の小水力発電ではなかなか普及はしなかったわけですが、特に河川を利用しての電力エネルギー確保や小水力発電にかかわっての規制緩和が進んでいるのかどうか、詳しくその辺をわかる範囲で教えていただきたい。

それから、3点目は、家庭用の太陽光発電の県の補助がなくなるわけですがけれども、市町村の補助があることを前提にして奈良県の補助の上積み进行を計算されております。太陽光発電の設置費用の持ち出し費用が随分少なくなったので効果が薄くなったという説明ですが、仮に県が補助を引いていくとなったら、間違いなく消費者の設置費用はふえる可能性が出てきます。県が引いていくと市町村の動向が大変気になります。

それから、もう一つは、市町村に上積みをする形での奈良県の補助という発想であるので、太陽光発電は奈良県がどんどん引っ張っていくのだと、市町村が補助を抜いてもかまわない、県が引っ張っていくのだという考え方を検討されたのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○塩見エネルギー政策課長 和田委員から質問を3点いただきました。エネルギー政策課で答える部分は2点かと思えます。自給率の引き上げと、ビジョンの目標値のことでございます。

自給率につきましては、火力発電所や原子力発電所といった大型の発電所の場所によりまして自給率が変わってまいります。例えば奈良県でしたら、約20%の自給率と申し上げます。和歌山県は震災以降、火力発電所をフル稼働しておりますので100%、平成22年度から比べて200%を超えたり400%を超えたりということになっております。

自給率と目標値は全く別のものございまして、自給率の話をさせていただきます。再生可能エネルギーの普及という意味での自給率向上は引き続き努力してまいりたいと思っております。ただ、関西電力の大型発電所の場所によりまして自給率は変わってまいりますので、我々が努力できる部分は再生可能エネルギーの普及です。そういう意味で自給率を上げていきたいということでございます。

それからまた、自給率とは別でございまして、目標値の話でございます。先ほど地域振興部長からも申し上げましたが、既にこの12月で目標値2.4倍までいっております。

この3年間の目標が2.7倍になっておりますので、上方修正の見直しもというのが阪口委員からもございましたが、今後の再生可能エネルギーの普及状況などを踏まえまして、上方修正するかどうか、これから検討してまいりたいと思います。

それから、3つ目のご質問で、家庭用太陽光発電設置補助の廃止の件でございます。

市町村の動向が気になるという和田委員のご意見もございました。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、設置費用に対して国の補助、それから売電収入、節電できる額をそれぞれ引きまして、今まで県の補助額を決定しておりました。来年度予算を要求する際に、その辺の試算もしております。設置費用に対しまして、国の補助がありませんのでそれは入れておりませんし、市町村の補助もでございます。それを踏まえた上で、自己負担額は少ないだろうと。具体的に言いますと、自己負担額は、市町村の補助を入れて約4万円のマイナスになります。市町村の補助は大体5万円ぐらいですので、持ち出しは1万円ほどふえるのかと思います。

ただ、太陽光発電のパネルの普及というのも、もう常識というか、普及に対する取り組みも進んでおりますので、自立・分散型と災害に強いことも考えまして、太陽光パネルにあわせてエネファーム、HEMS、蓄電池を設置する場合に、10万円とか3万円などの単位になるかと思いますが、補助しようということです。既に太陽光パネルを設置している方に対しても、それに加えてエネファームを設置する場合も補助しますし、既に太陽光パネルがある方に蓄電池あるいはHEMSを設置する場合にも補助がございます。また、新規で太陽光パネルとエネファームをあわせて設置する、太陽光パネルとHEMSをあわせて設置する、太陽光パネルと蓄電池をあわせて設置したいという方に対しても、当然そのHEMS分とか、蓄電池の分の補助がございますので、そういう意味では太陽光パネルの設置に対しての支援ができていますのかと思っております。以上でございます。

○平岡河川課長 和田委員から、河川について特に規制が多いとのことで、簡素化された点はないのかというご質問でした。お答えさせていただきます。

河川法が改正されまして、以前であれば目的が違えば全て水利の許可をとる必要がありましたが、例えばもう既に農業用水として許可を持っておられるものについては、登録制度により新規に許可をとるよりも手続的にもかなり簡素化されて、やりやすくなっております。奈良県の場合でしたら、農業用水といいますが、ほとんどが慣行水利権のようになっておられて、実際にどのぐらいの量をとられているというデータはほとんどありません。だから、そういうことをやりたい方がおられたら、まず土木事務所なり河川課へ

相談していただければ、協議させていただきたいと思っております。以上です。

○塩見エネルギー政策課長 済みません、先ほどの和田委員に対しての説明を一部訂正させていただきます。

先ほど、市町村の補助金がなかったら約1万円ほどふえると申し上げましたが、国の補助金が廃止されます。それから、市町村の補助金を含まなくても3万7,000円ほど得するということです。そういう意味では、補助の必要性はもう既にないのかなと考えております。以上です。

○和田委員 家庭用太陽光発電の設置についての費用はわかりました。

それから、河川課の小水力発電の普及については、規制がそれほどきつくないとの説明であったように受けとめましたが、それでいいのでしょうか。

それから、自給率の引き上げの件については、目標値を上方修正するかどうか検討することですが、これは要望として強く言うておきます。自給率の引き上げですから、何が何でも目標値引き上げの方向でしっかりと検討していただきたいと要望しておきます。

○平岡河川課長 簡素化はされました。許可ではなくて登録という制度ができたという意味では簡素化されたのですが、先ほども言いましたように、慣行水利権は何立方メートルとっておられるというデータがほとんどありません。まず、とっておられるのを明らかにする必要がありまして、1年間流量調査をしたりしまして、その範囲の中であれば登録できることにはなっております。

ただ、すぐできるかといいますと、そうではなくて、取水量を明らかにするとか、そういうことはあります。ただ、昔の許可を受けることに比べたら簡素化はされております。以上です。

○和田委員 わかりました。結構です。

○高柳委員 ここで林業再生基金の話が出るとは思っていなくて、違った委員会かなと思っていたのですけれども。これはこれで精算する時期かなとは思ってはいるのですけれども、これに基づいて中山間のさまざまな事業が行われてきたと思っているのです。基金が廃止されたらどうなっていくのかなというのも含めて、今、準備期間になっていく、準備して何年後に廃止するという話になるのですね。これはその条例の説明ですよ。

(「違う」と呼ぶ者あり)

違いますね。失礼しました。

これはこれで、また基金を創設という話の分だと思っておりますけれども、やはり林業の話

になっていけば中山間地域にいろいろな形で、再生可能エネルギーのさまざまな事業を幾つか意識的につくっていくことをしていかないといけないとずっと思っているのです。というのと、今、盛んにいろいろな委員がおっしゃっていましたが、太陽熱、太陽光発電の設置をこの間してきました。その市町村別の、どこが一番たくさん設置されているのかとか、市町村の中での住民意識というようなものか、その市町村のプラスアルファの補助金があって設置を促したのかという分析も含めて、この政策が奈良県の市町村の中でどういう濃淡で普及されてきて、どういう住民の意識啓発につながっていったのかということが、今度のエネファームやHEMSの補助金につながってきていると思うのです。その辺の読みというのが大切です。平野部の新興住宅地なり、その住民に対しエネルギーに関して協力をお願いすることは、よいことだと思っているのです。

そうなのですけれども、逆に自分の近くに自然があるところはもっともっと利用しないといけないという住民・県民意識を起こさせるためにも、中山間地域の人たちを元気づけるような政策はこの中で何かあるのかを、あれば教えてほしいと。住民の多数が平野部に住んでいます。そうなのですけれども、再生可能エネルギーのことは、過疎地域の問題とか中山間地域の問題とかが非常に大きな問題になっていて、そこに的確に県政の視点が向いてほしいと。たくさん住んでいるところのというのはすごく意味があるのですけれども、奈良県全体の発展を考えたときに、それをしてほしいと思っています。

もう一つは、河川の問題です。いろんな規制緩和がされたことで、よかったと思っています。前回も言ったと思うのですけれども、生駒市の現状から言えば、竜田川の河川改修が今、一部のところでとまっています。2キロメートルほどの長さで20メートルの落差がある、その間に農業の井堰が3つ、4つある。井堰問題が解決にならないから河川改修が進まないという話もありまして、そのことを解決するのは、井堰をなくして水力でポンプアップしたらいいじゃないかと。そうすれば風船みたいなダムもつくらなくてもよい、といった話の中で河川改修で行き詰まっている、水利組合と合意がとれなくて河川改修が進んでいないという問題も含めて、解決するのと違うのかと思いついて見えていますね。都会の中で2キロメートルの距離で20メートルの落差がある河川の河川改修、護岸の改修も含めてのときに、そういうことを率先してやっていくようなことをしてもおもしろいんじゃないかなとかいう視点もありますし、今、下水道の話で、落差が2メートル、それで毎秒0.2立方メートルという話があったのですけれども、例えば生駒市の場合も2つの下水道処理があつて、そこもできると違うのかとずっと思っていたのです。もうエネル

ギービジョンができてきているからいいのだという話ではなしに、次期エネルギービジョンをつくり直すまでに3年あるのだったらそろそろ準備に入るということで、潜在的な再生可能エネルギーを生み出す調査をもっとオープンに、市町村を含めてつくっていく計画が、このエネルギービジョン推進事業の中の考え方としてあるのかと。今の再生エネルギーの可能性を市町村等を含めて考えていくという視点です。

もう一つは、最初言ったように河川の問題は、周りの住民とすごく連動します。竜田川の河川改修というのは、洪水と関連してくるのです。もっともっと水利組合と協働しないといけないし、洪水に遭う可能性のある人なら、もっと早く改修しないといけないから、井堰のことが合意にならないから河川改修できないのだったら、もう井堰をなくしてでもポンプアップして、2キロメートルの距離で2メートルの落差のあるところで小水力発電をするという視点で積み込んでいくことはできないのかと思ったりしているのです。そういう意味では、住民と協働してエネルギーの問題を見つけ出していくようなことが、この事業の中のどこにあるのかと。市民・県民と協働する事業。多分、ほかの県では、再生可能エネルギーの問題は県民との協働の事業なんだとうたっていると思うのです。その中のモデル的な協働、これが協働だという形があれば、それを教えてください。以上です。

○猪奥委員長 エネルギー政策課長が答弁されますか。

○塩見エネルギー政策課長 今、委員からのご質問を受けまして、一つは中山間地域の住民を元気にできるような施策はないのかとのことでございます。

奈良県のエネルギービジョンは昨年3月に策定されまして、3本柱と基本的には言っていますけれども、それにプラスアルファとしまして地域振興に資すると、エネルギーで地域振興につなげるというのがございます。そういう意味で、このエネルギー政策につきましては、一定、地域振興の部分にも目を向けております。その一つといたしまして、今年度から事業をやっております小水力発電、特に小水力発電はこの中山間地域のところにつながるような事業かと思いますが、小水力発電の導入の可能性調査、いわゆるポテンシャルの調査ですけれども、それに対しての補助制度を設けております。さらに、新年度につきましては、小水力発電の発電機そのものの整備についての補助金も要求させていただいているところでございます。

現在、小水力発電では、山間部の吉野町におきましては、地域住民が主体的に協議会をつくりまして、例えば吉野杉を使った木製の水車による小水力発電など設置するのに積極的に取り組んでおられます。昨年8月にも委員の皆様にご視察いただいたところだと思っ

ております。この吉野町の取り組みが東吉野村、川上村、十津川村などの吉野山間のほうに広がってきているのが現状でございます。そういう意味で、中山間地域を元気にする事業の一つとしましては、小水力発電の導入に対する支援があるのかと思っております。

それから、2つ目の、住民と協働してエネルギーの課題を見つけていくような仕組みはどうかとのことでございます。

県では、エネルギー政策課を中心としまして、今年の春にエネルギーの主管課長会議をやらせていただきました。そこで市町村の担当課に対しまして、県のエネルギー施策、エネルギービジョンを中心にした説明になりましたが、エネルギービジョンの説明と、それからエネルギー関連の予算のご説明をさせていただきまして、周知をしたところでございます。

来年度につきましては、エネルギー担当課長会議に加えまして、今、市町村振興課がやっています奈良モデル、水平連携ですね、市町村の水平連携の奈良モデルの制度などを活用して取り組んでいきたいと考えておるところでございます。具体的には、奈良モデルの場で、小水力発電とかバイオマス発電に関して、テーマごとに関心のある市町村に手を挙げていただいて、県はそういうところに参加を呼びかけて、まず関心のあるところでいろいろ勉強会をしていきたいと思っております。その勉強会を踏まえまして、成果が出てきたような部分につきましては、そういう場で報告をするなどしまして、意欲のある市町村をふやしていきたいと考えております。以上でございます。

○高柳委員 3本柱プラスアルファのアルファ部分だと言ってもらったのですけれども。バイオマス発電では国の予算はそのまま流れてきているのですけれども、すごい金額が流れていると。以前、副議長していたときに、十勝のほうに行ったのです。十勝のほうの、牧場の牛の廃液というのですか、それで電気、ガスを起こしているという、そういうもの。多分これと同じような形の、国からの基金運用だと思うのですけれども、やはり国がしたプラントというのは非常に使い勝手が悪いということで、その人はすごく難儀していました。故障すれば遠いところから修理に来るとかも含めてです。それはもう、県がどこまで参加できるのかというのはわからないのですけれども、使い勝手が悪いし、併設してその町なりその地域でつくった同じようなプラントのほうが数倍能率もよいし、メンテナンスにも金がかからないと。何で国の融資でつくるのはこれだけ悪いのかという話がありまして、つくるまでが目的なのかもしれないようなそういうプラントというのはありますので、ずっと見ていてほしいと。つくったら目的が達しているのかもわからないと、すごくうが

った見方ですよ、という話があるので、きちっとチェックをしてほしいと。

そういう、片方ですごく巨額の金がいっているのですけれども、再生可能エネルギーの問題というのは、県民との協働分野をどんどんどんどん広げていくと、目的意識を持って進めていくと。県のお金をつぎ込まなくても、県民ファンドとか。ファンドを運用した市民団体が各種事業を応援するような方向性を持っていくことがすごく大事なことかと。多分ほかの県の予算を見ても、ファンドなりを利用したことに関しての事業補助みたいな形に育成していくとか、そういうのがあるとは思っただけけれども、ぜひとも来年度はそこに行き着くようなランニングをしておいてほしいと、それに尽きると思うのです。太陽光パネルの設置にしても、官と県民との直の関係です。その間に企業が介在してると。そうではなしに、個々人を応援するのではなく、それを広める運動をする新しいNPOとかいろいろな団体に対して支援していくという、一つの価値観を持った事業団体に応援していくということが大事ではないかと思っています。

そういうことで、エネルギービジョンの内部というのですか、何遍も言いますけれども、もっともっと協働の分野を広めていくような視点を持って中身を変えていってほしいということを言って、終わっておきます。以上です。

○宮本副委員長 1点意見を申し上げて、1点質問したいと思うのですが、まず、意見のほうを申し上げます。先ほど井岡委員からも質問がありました木質バイオマス施設整備資金貸付事業ですが、奈良の木ブランド課長の答弁では大丈夫だということだったのですが、第2のヤマトハイミールにならないかという心配をひどくしておりますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

質問ですが、太陽光発電設置の補助金がなくなって、かわりに高度化の補助金にかかわることですが、その趣旨はよくわかりました。ただ、この間の経過を見ますと、まず最初に、10万円の1,000件の補助制度をつくって、人気があって全て売り切れたと。その次には8万円に下げたけれども1,500件にふやすということで、これも全部売り切れたと。この流れでいきますと、次はもうちょっと下がるかもしれないけれども件数としてはふえるのではないかという見通しを持っていたのです。といいますのも、市町村の補助金制度が広がったとおっしゃっていました。確かに広がりました。これは、県の補助事業が非常に要望とかみ合っていたからです。やはり要求があるから広がっているということだったので、これは、本当に求められている事業だったという評価も当然あったと思うのです。市町村にも広がって、ニーズが高い、評価が高い制度だったと思うのですが、

その点はどう総括されているのかを聞いておきたいと思うのです。

このエネルギービジョンの目標を見ましても、太陽光発電に頼るところが大きいわけです。小水力発電もなかなか厳しい、バイオマス発電、風力発電、地熱発電とも厳しいということだったら、やっぱりこの一番の稼ぎ頭というか、頼れる太陽光発電を広げるためにあらゆる手を尽くすことが大事だったと思うのですが、この点どう総括しているのかです。金額で言いましても、今回の高度化ですと、3万円の1,000件で3,000万円と、10万円の500件で5,000万円、合わせても8,000万円です。金額としても減っていくわけですから、この辺非常に強い思いを持ったので、その点お聞かせいただきたいと思います。

○塩見エネルギー政策課長 副委員長からのご質問が1点ございました。太陽光発電のパネル補助に対する評価が非常に高いのだが、県としてどう総括しているのかでございます。

平成24年度からこの太陽光パネル設置の補助がございます。先ほどおっしゃったとおり、単価としては、平成24年度は10万円で1,000件、それから今年度につきましては、単価8万円の1,500件と、取り下げ等もございますが、ほぼ予算は全て使い尽くしたなということがございます。副委員長がお述べのとおり、そういう意味ではこの補助制度につきましては、非常に県民の皆さんの役に立ったというか、ニーズが高かったと私どもも思っております。

先ほども廃止した理由を申し上げましたが、設置費用に対して売電収入、それから節電の部分、浮いたお金というところですが、それを踏まえますとプラスになるので、補助制度としては今年度で終了させていただくことになりました。我々としましても、太陽光発電の普及促進は、このビジョンの中核になってくるかと思っております。ですので、太陽光発電の普及について、手を緩めることはなかなか難しいと考えております。一方で、国土強靱化とも言われていますが、南海トラフ地震などが近々起こるだろうと。その意味で、災害に強いというのが一つのキーワードになってきておまして、自立・分散型のエネルギーが必要だという点に着目いたしまして、太陽光パネルの設置にあわせて蓄電池、それから自分で発電するエネファームなどを整備したときには一定の補助制度で支援していこうと考えております。

最近の新築住宅などを見ていると、ほとんど太陽光パネルがのっているような気がします。今、具体のデータを持ち合わせておりませんが、それにあわせて当然、HEMSはほとんど入ってくると聞いておりますので、その支援ができると。その支援ができるとい

うことは、太陽光パネルの支援にもつながるだろうと考えております。エネファームも蓄電池も同様の支援ができますので、太陽光パネルの普及に対しての姿勢は県としても見せられると考えているところでございます。以上です。

○宮本副委員長 非常に県民の役に立ったという評価をされているとのことでしたので、それはよかったと思うのですが、金額でいいましても1億円、そして1億2,000万円ときて、評価は高いし、求められていると。だったら次は、8,000万円プラス幾らかの部分でも、単価を下げてでも何件か補助すべきだと思いましたが、また、同時に、プラスになるのだと言いましたが、プラスになるからこそ設置しようという動機が起こるわけです。4月から消費税が上がると、消費が急速に冷え込むと言われてる中で、市町村がどうやって消費マインドを高めようかと考えている中であって、県として率先してこういう取り組みを拡大してほしいかと思いましたが、意見として申し上げておきたいと思えます。以上です。

○猪奥委員長 木質バイオマスを利用した発電施設を整備する事業者の資金貸し付けなのですけれども、設置されるバイオマスは必ず県内産のものを使わないといけないとか、県でそういう地域の規定を設けるのは可能なのでしょうか。まずこれを1点教えていただきたいと思えます。

もう一つは、小水力発電ですけれども、地域振興に役立つ小水力発電となっています。この地域振興というのは、先ほど高柳委員がおっしゃったように、地域の人と、地域のエネルギーを使って、協働の体制をとりながらという姿勢はもちろん必要だと思うのですけれども、必ずしもそこでつくった電気を地域の中でできるだけ使ってくれと誘導することはないと思うのです。地域でつくった電気を電柵に使ってくださいとか、公民館の電灯に使ってくださいとか、そういう方向に誘導するだけではなく、地域の人が手づくりでつくられた水車もとてもすてきですけれども、小さなモーターを購入されて、きっちり売電をして売電収益を上げることでモーターがちゃんとペイできるように、また地域の中でお金の循環ができるようにすることも必要なかと思っています。ちょっといろいろな、設置したいという方のご相談を伺っていると、余りにも狭いエリアの中でその電気を使え使えと行政が誘導しているやに感じる点もありますので、ここの地域振興のところの考え方をお聞かせいただければと思います。以上です。

○岡野奈良の木ブランド課長 木質バイオマス発電についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、この発電所で年間利用すると計画されております未利用

間伐材は3万6,000トンでございまして、利用いたします国の制度では、地域材ということで、奈良県産材にかかわらずどこのものを使ってもいいという話になるのですけれども、奈良県として行う事業でありますので、通常時の発電においては奈良県産材を使うということで指導しております。そういった中で出てきております、林業事業者との協定書、33社ですけれども、これは全て奈良県産材という形になっております。以上です。

○塩見エネルギー政策課長 小水力発電についてのご質問でございます。

地域振興に役立つとのことで、防犯灯とか電柵というのを想定はしておるのですけれども、そういう地域振興への誘導だけではなくて、売電もあるのではないかとというご質問でございました。

太陽光パネル設置の補助とかも思想的には同じなのですけれども、基本的には設置費用を上回るような収入が出る、つまりもうかるところに対しては国も県も補助をしておりません。具体的に言いましたら、太陽光発電設置の補助につきましても、FIT制度で10キロワット以上の場合にはもうかるとなっていますので、県の制度としましても10キロワット未満に対しての補助制度を設けておるところでございます。

小水力発電につきましても、地域に役立つというのは、先ほど委員長がおっしゃったとおり、例えば地域の防犯灯とか街灯とか、害獣からの電気の柵とかを想定はしております。小水力発電で設置の費用を上回ってもうかるとのことであれば、思想的には先ほどと同様の考え方になるかと思えますけれども、FIT制度で売電をして、売電収入の一定額を市町村に還元するという考え方もございます。新年度につきましても、小水力発電機の設置の補助もございますので、そのあたりの制度設計については今後考えていきたいと考えております。以上です。

○猪奥委員長 ある程度、FIT制度を利用して売電をしていただかないと、地域で地域でとばかりおっしゃったら、機械を購入したお金は、地元の人たちがお金を出し合って設置するわけですから、そういうところの制度設計、もう少しつくり込んでいただきたいと思います。

それで、ことし発電導入の支援事業をされて、6件進んでいるそうです。来年からはいよいよ設置ということになります。どうもお話を伺っていると、エネルギー政策課に調査の申請に行かれたと。必要調査の申請に行って、事を進めていっているのだけれども、やっぱり河川法が変わっていったるとはいえ、いろいろ越えなければいけない課題が非常に多いと。補助が決まってからも、結構時間がたっているのにもかかわらず、まだ基本的

なところで意見の食い違いがあったりですとか、やるに当たって知っていなくてはいけなかった河川法の基礎的なことなどを設置をしたいと思っておられる方がまだ十分な知識を持ち得ていないまま、調査補助の事業を進めておられる現状があるのではないかと思います。

エネルギー政策課が新設されて、補助の担当であるエネルギー政策課に行かれたと。行かれたときに、要件がそろっているからそれでオーケーですというのではなくて、河川課にかかわることだとか、これは農林部にかかわることだとかというケースがほとんどだと思うのです。これまでは河川課がやっておられた、農林部でやっておられた、いろいろな課でやっておられた中のエネルギーの部分がエネルギー政策課にまとめられたわけですから、あ、これは小水力発電だから河川課に関係あるとなったら、ではこれは終わったら県土マネジメント部にご相談ください、河川課にご相談くださいじゃなくて、もう引っ張って行って、こんな問題がありますとかという基礎的なところから、つけたいという方は、河川法というのは河川を守るためにあって、エネルギーと別のもともとのためにあるものですから、細かい権限があるとかというのはご存じないと思うのです。でも、それを受けて、エネルギー政策課が引っ張って行って、ないしは県土マネジメント部の人に、河川課の人に来てくださいと言って、同じテーブルでゼロから勉強していくつもりぐらいでやらないと、なかなか来年設置されるとなってもぎりぎりになって、こんな問題やあんな問題があるとなってしまうのではないかと危惧しています。吉野町みたいな小水力の協議会を、私は県単位で設置するっていうのも一ついいことかと思えますし、そこには担当の方だけではなくて、県土マネジメント部の方、河川課の方、いろんな担当課の方入っていただいて、小水力発電をやるんだというような、テーブルというか、そういったものを設置していきながら推進していくというのも一つの方法かと思えます。

○宮本副委員長 答弁を求めますか。

○猪奥委員長 いかがでしょうね。ちょっとだけ、ご答弁を求めたいと思います。野村地域振興部長をお願いします。

○野村地域振興部長 委員長が言われたのは、恐らく私どもがエネルギー政策課で受けて、それがエネルギーの部分だけになって、その他規制権限あるはずなのにそちらのほうに十分な相談連携ができてないのではないかとということかと思われます。

しかし、先ほど河川課長からも私どもからも、河川課であるとか、さっきの土木事務所でも丁寧に対応しますというお話があったかと思うのですけれども、私どもも当然ですが、

これがバイオマス発電の関係だったら農林部に関係ありますよ、小水力発電だったら河川課に関係ありますよというような形できちんとつなぐように心がけたいと思いますし、そこは、もしそういうことができてないようであればまたご指摘ください、私どもでも注意してちゃんと配慮するようにさせたいと思います。以上でございます。

○猪奥委員長 お願いします。

○中村委員 一つ、木質バイオマスですけれど、これ今、14億円。まず、この総事業費は、一体幾らで、そのうちの事業者負担がこの事業の何割かということがまず第1点、知りたいわけです。

第2点目は、林業が疲弊して木材価格も下がって、放置林の整理もなかなか進まない、間伐材はどんどん山に残っているわけです。間伐材を利用しようとするこの発想は非常によいのですが、やはり奈良県はヘリ集材とか、奥が深くて作業道、林道の整備が今も一生懸命やってもなかなか進まないのです。そうしますと、間伐材等々を集配する能力が一体何をもってするのか、もっと言えば、トラックとか車両が入れない。そうすると、奈良県で今、3万6,000トンと言われたけど、これだけでこの事業が維持できるのかどうかということは、奈良県内、もうよそに行けば行くほど、九州や四国から行けば行くほど運賃が高くなるわけです。だから、運賃が高くなったら、この工場の操業自体にも影響してくるわけです。それと、木質だけでこの工場が動かせるのかどうか。この木質チップ、集めてくる木だけで、そしてそれに足りない分は一体どういうものを焼くのかと、焼却するのかというそこら辺の原料、材料調達の見通しがあるのかどうか。

それと、今、国の政策でエネルギー問題で脱原発も含めて、安倍内閣総理大臣も極力原子力発電は減らして、環境に優しい社会をつくろうと。非常によい方向ですね。しかしながら、一方、原子力発電はエネルギーの根幹として必要だということでやっているわけです。そうすると、今、この買い取り価格、これは大体33円ぐらいだと思うのです。そして、今は33円の買い取り価格が、例えばこれが30円とか25円になる時代が来ないのか、あるいは近々価格変動のときに県はどうするのか、こういうことも知りたいわけです。

それから、国の政策として林業振興というわけです。全国的にこの制度を使ってどれぐらいの企業家が手を挙げたのか。奈良県は1社ですね。今後、そしたら奈良県にこの企業家以外にこういうことに興味、関心を持って企業家をされるような方々が現実にいらっしゃるのかどうか。

ざっくりと申し上げましたけども、そういうことについてお答えをお願いします。

○岡野奈良の木ブランド課長 中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第1番目に、今回の木質バイオマス発電施設の全体事業費、また事業者の自己負担というお話がございました。今回の施設整備費全体で約33億円で、県からの貸付金が14億円ですので、残り19億円を事業者みずからが手当てをしなければならないということになりまして、これらに関しましては日本政策投資金融公庫等の金融機関からの融資、それから国の採択基準もありましたように、自己資金で手当てをすると聞いております。

それから、原料木材となる燃料木材ですね、燃料木材の調達は十分大丈夫かというお話でございました。林道の整備状況、こういった中からちゃんと搬出はできてくるのかということですが、当発電事業者、これまでに、先ほどから申しておりますとおり、33の林業事業者と木材の搬出にかかわる協定を結んでございます。その中で、我々も内容を精査しました結果、この33の事業者のうち11の事業者が大変大口になっておりますけれども、11の事業者が既に森林経営計画を策定済みになっております。この森林経営計画というのは何かというと、先ほど林道なり作業道が整備されていて年間決まった量の間伐材を出してきますよと、こういう計画が樹立して認定をされている事業者でございます。その11の事業者だけでも今回の計画しております木材の量をカバーできるという量になっております。

もし、足りない分はどうするのかというご質問でございまして、全体の燃料木材が年間7万2,000トン、間伐材が3万6,000トンということで、残りの半分、3万6,000トンは建設廃材なり製材工場の端材、こういったものを利用するということになります。季節とともに間伐材の量も多分変動すると思われまので、その変動量につきましては、今申し上げました建設廃材なり製材端材でカバーをすることですけれども、県下で流通しておりますそういった木質チップの量は、豊富にございますし、当該事業の事業主体に参加しております事業者も木質チップの製造業をやっておりますので、そういったところから調達が可能だということで事業計画なり収支シミュレーションもいただいております、県で審査をさせていただきました。

それから、電力の固定価格の買い取り制度、委員がおっしゃいましたように、今、間伐材でございますけれども、税抜きで32円、5%の税を乗せて33.6円でございます。今の値段はこういうふうになっておりますけど、この先下がっていく、太陽光の例を見ましても下がっていきますので、そういうことがあるのではないかという話でございます。

当事業者におきましては、国の電力固定価格買い取り制度、FIT制度の申請を既に行っております。そこで、間もなく認可される見込みでございますので、この間伐材33.6円が約20年間担保されることとなります。この事業者においては20年間は間伐材はそれで買ってもらえると思っております。

後発の部分が出てきたときには、ではどうなのだということでもありますけれども、後発が出てきますと、今までの流れでいきますと、やっぱり値段が下がっていくという話になりますので、単価が下がっていくと。単価が下がっていくとどうなるのかといいますと、やはり林業者から出てきた木材を買い取る値段を下げないと採算が合わないという話になります。そうすると、原料木材の搬出コストを抑えないと回っていかないという話になりますので、そういったことにならないよう、農林部では奈良型作業道の整備ですとか林道の整備を鋭意進めていっておりますので、そういった意味合いでも、用材のみならず、こういう木質バイオマスの利活用の面でも追いつくように施策を進めていきたいと思っております。

全国的な動向というお話がございました。現在、木質バイオマスの発電所で全国で稼働しておりますのが約70カ所となっております。そのうち未利用の間伐材を使っておる発電所は18カ所でございます。残りが製材端材とか、先ほど言いました建設廃材のところになっております。この18カ所の内訳を見ますと、先ほどから申し上げております国の電力の固定価格買い取り制度が平成24年7月から稼働しておりますが、それ以降に動き出しているのが18カ所のうち5カ所となっております、やはり今の買い取り価格の水準がちょっと優位になっておりますので、大変意欲的になっている状況でございます。紀伊半島の状況で見ますと、奈良県でこういう計画がありますけれども、奈良県以外では三重県で計画があると聞いております。こういった状況でございます。以上です。

○中村委員 大体想定の範囲内の答弁でございますけれども、奈良県は高質材の産地として全国的に杉、ヒノキの産地なのです。そして、中国地方とか東海地方とかいうのは、価格でも非常に低価格の。奈良県でやる事業でございますので、やはり奈良県の間伐材を中心に処理をしていただくということだと思っております。そうしますと、この今、33億円の総事業費で19億円はご自分で資金調達して、それであと14億円を国だと。すると、今こういうご時世で、先ほど私が申し上げたもろもろの事情から、かなりリスクの高い事業ではないかと思っておるわけです。

そういうことで、県としての姿勢は林業振興を助成する、援助するということで非常によ

いわけですけれども、県のリスクは何もないのです。33億円の事業で19億円は個人で負担しなさい、14億円は国から補助金を出してあげましょうと。そこで、先ほどのヤマトハイミールとか、前回の経済労働委員会でも言いましたけれども、さまざまな焦げつきの事業があったわけです。その反省も踏まえて、今回のこの事業、まず第1に保証人、保証人の選定は県がするのでしょうか。そうしたら、保証人の基準はどうなっているのかと。ヤマトハイミールのときやいろいろなときの反省を踏まえても、個人で回ったわけです、個人でね。だから、そこら辺の反省も生かして、保証人のときの選定はどうするのかと。それと、価格、売電の問題ですけれども、そういう価格変動に応じたときに林業振興をやるという指定のもとに、県独自の支援策も考えておかれたほうがいいのではないかと。

それと、この原料供給で、この高い質です。製紙メーカーとかですね、パレットですね、今いろんなところで製紙原料も当然競合するわけです。はっきりは競合しないけれども、経済の事情によっては製紙メーカーがどんどんチップを集めるわけです。そうすると、チップも含めた価格競争力、33社と協定書を結んでいると言いますが、これは木質が全部ではないのです。原料調達、建設廃材とかね。本来、やはり木質でやるということだったら、木材に限定して原料調達をして、その価格等々を県がまた支援策をつくるのだったらわかるのですけれども、価格変動によって建設廃材をどんどん、6割、7割、8割使う企業家が出てくるやもしれないのです。木材が、比率が、例えばそういうことについても木材と建設廃材の材料の使用比率に歯どめをかけておくとかね。それから、保証人の問題も含めた返済の歯どめをどうするのか。こういうことについて若干県のご意見を承って、質問は終わります。

○岡野奈良の木ブランド課長 お答えをいたします。

さまざまなご指摘いただきまして、ありがとうございます。やはり大型の貸付金になりますので、先ほどから当委員会でいろいろご指摘いただいていますように、県としては慎重な体制で、より臨んでいきたいと思っております。

そういった中で、保証人をとることになっておりますけれども、選定の基準等々、これから要綱を定めて細かい部分を詰めておきますけれども、やはり過去にいろいろ行っております事例ですとか、先進の他府県の事例等を十分に検討いたしまして、それを参考にし、落ち度のないように制度設計をしていきたいと思っております。

それから、県のいろいろな支援という部分も一緒に進めていくべきではないかというお話でございますけれども、まさに先ほど作業道なりの整備の話をしていただきましたけれども、そ

ういった基盤の部分を強めていって搬出コストを抑えられるように、県としては支援をしていくのがまず第1かなと思っております。

それから、製紙の原料と競合するという部分のご指摘もございました。聞いておりますと、製紙用チップは割と質のよい部分で、樹皮などそういったものがまじっていない部分は製紙に行って、残りの部分は燃料にするということも伺っております。主にこちらのほうに回ってくるのはそういう燃料用、従来から使っている燃料用の部分が回ってくるのかと思っております、そういった部分についても十分活用していけると思っています。

ちなみに、平成24年度の奈良県内の間伐は、大体重さにいたしまして16万トン程度の間伐があるのですが、そのうち搬出されておりますのは3万トン程度で、残りの13万トンが林地に放置されているという状態でございます。当然、建設用材になるのは、柱になる中心の部分で、枝とかその上の細い部分は捨てられている部分でございます、そういったものがここに出てきて、しかも今までお金にならなかった部分がお金になるということになりますと、山にお金が返ってよい循環にもつながっていけると思いますので、県といたしましてもそういったところをきちっと指導なり、状況を把握してこの事業がうまくいくように努めていきたい。そういった意味合いでは、燃料木材ですね、間伐材が2分の1以上になる、これ毎年国から県の貸付金をもらいますので、毎年燃料木材の状況等も把握に努めますので、きちんと指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中村委員 終わります。

○猪奥委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会の所管事項に係る議案が追加提出される場合、当委員会を定例会中、3月5日の午前10時30分に再度開催させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、理事者の方はお退席ください。下水道課長、砂防課長と河川課長、ありがとうございました。委員の方はお残りください。

○猪奥委員長 それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行います。委員間討議もインターネットで中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。

今後の委員間討議につきましては、以前の委員会で委員よりいろいろ意見がございましたが、見直しが予定されてますエネルギービジョンについて、当委員会として次の見直しに盛り込むべき内容をまとめていきたいと考えておりますので、それにつきましてのご発言をお願いします。

委員間討議の参考に、「これまでの委員会の意見の概要」の資料と「エネルギー政策推進特別委員会 委員間討議資料」としてエネルギービジョンの一件をファイルしたものをお配りしました。あけていただいて、本編の後ろに資料編、その中にエネルギービジョンがつけられた際の県民のアンケートなども載っておりますので、質疑のご参考にしていただければと思います。

それでは、エネルギービジョンの課題ですとか今後の見直し案に盛り込むべき内容について委員間討議を行いたいと思いますので、皆さんのご発言お願いいたします。

○高柳委員 座ったままでいいですね。

○猪奥委員長 結構です。

○高柳委員 質問のところでも言ったのですけれども、既存のいろんな太陽光発電にしても、小水力発電にしても、バイオマス発電にしてもというのか、今の予算を見ていると、本当に協働の分野がないと思っているのです。これはさまざまな企業努力で太陽光発電を普及させるのもすごく大事だと思うし、今回のようにエネファームとかいろいろなところでもっと深く熱効率というのですか、そういうことをするのも大切だし、そこに補助していくこともよいとは思っているのですけれども、もっともっと奈良県に存在している再生可能エネルギーがどれほどあって、それをどういう知恵で物にしていくかというな話を、県民がいろんなところで論議できるような場をつくって行って、エネルギービジョンに結びつけていけばよいのかと。

今のエネルギー政策なり、その辺の流れを見ていると、国の方向の枠からよう出ないというのを感じるのです。県の立場から言うと、その枠はすごく大きなかぶせだとは思っているのですけれども、そういうこともありながらも県民との協働の場をセッティングして再生可能エネルギーを探し出す、つくり出すという方向性が大事ではないかと常々思っていますので、私はそのような方向で問題提起していきたいと思っています。

○猪奥委員長 ありがとうございます。

(「で、委員長の趣旨というのが」と呼ぶ者あり)

エネルギービジョン全体のことでそうですし、この各論のこの部分でもそうですし、

今のはもう全体の話ですよ、あり方そのものというような。

エネルギービジョンをつくり上げていく上で、協議の場というのがそもそも必要だということ、つくり上げていく中身に関しても国の補助金のスキームだとか、今やっていることの積み上げていくのではなくて、意見の場が出てきたことを加味しつつという。

○高柳委員 多分、水素の基地とか、電気の基地とかは、もう国からどんどん補助金が出て、来年度予算ではまたおんと金がおりてくると思うので、それはそれで、ついていかないといけない話についてはついていかないといけない。そうなのだけれども、奈良県は山あり川ありという特殊性というのか、すごくよいところがあるので、そこをどれだけ利用するかと立てとかなないと、最初に質問で私が言いたかったのは、林業基金で今までの事業が廃止されるということは、林業基金の事業というのは半分ぐらいになるのかなと思ったら、中山間地域の事業がまた減るのです。公共交通がまた25路線45系統でなくなるのです。なくなるなくなる、中山間地域に対してすごく厳しい地方の自治体として、国の枠どりから言うと手だてできないような仕組みの中に放り込まれてたらしんどいではないかと。それだったら、使えるいろいろな流れというのか、エネルギー政策の中でもそういう奈良県全体のことを考えたところで、この場所で、エネルギー政策推進特別委員会でね、中山間地域に特化した形でもいろんな政策立てたら、おもしろいのかなとを思っています。今のままいったら、ほんとに過疎地域がぐっとしぼんでいくような気がする。

○猪奥委員長 ありがとうございます。

ほかにないですか。

○井岡委員 ある程度行き詰まっているのは、結局コストの問題です。発電量とコストとどう見合うかなのですけれども、何がよくて何が悪いのか。かなり小水力発電でもコストがかかるので、なかなか二の足を踏んでいるというのと。

先ほど竜田川の河川のこと言っておられましたけれど、利水の関係、農林の利水関係の調整はなかなかできないものだから、それで多分、河川改修でも県の土木の事業でやるから水利権者の同意が要るけれども、水利は水利で自分達でやろうと思うと自己負担がまたかかるし。河川行政の中で一番しんどい部分です。それで、そこでまた20メートル落差で何かしようと思ったら、やっぱり県全体で取り組まないと、それは無理でしょうね、多分。水利権者も納得する、それから費用負担はどうするとか、いろいろなことを県が一丸となっていないと、担当がばらばらだったらどうにもならないですよ、今のあれ。

九州だったら、各県に協議会があって、近畿は1つしかない。九州だったら1つずつ各

県にあるわけです。

（「どこで勉強した」と呼ぶ者あり）

いやいや、ネットに出ています。

（「行ってきたんちゃうの」と呼ぶ者あり）

いや、行ってない、行ってない。

やはりエネルギー政策課ではなかなかしんどいのかなと。担当課と河川課とか話ししても。他人事のこともあるし。

○猪奥委員長 そうですね。

○井岡委員 そんなものですね。

○猪奥委員長 どうぞ。

○高柳委員 下水道で、落差が2メートルと言っていました。実際は1.8メートルと言っていた。20センチぐらい何とかなる、技術的に。なります。そういうのが、もう1.8メートルの落差、20センチ高めたらいいわけ。落ちるところ低くしたらいいわけ。

○猪奥委員長 これだけ。

○高柳委員 河川改修でちょっといじったらよい。結構そういうところの知恵は、もうそのまま使っているというのを感じた、きょうは。おもしろい、1.8メートルというのはすごくおもしろいなと感じました。

○井岡委員 かなり浄化センターでぶわあっと水が出ている。

○高柳委員 出ているでしょ。

○井岡委員 出ているのですけれども、落ちている川が国管理でしょ、直轄のところですよ。その辺の関係もあるかなと思って。私も高くする技術がどうなるのかわからないけれど、やる気がない。

○高柳委員 今の話で、九州が各県単位にそのような小水力発電の協議会があるという話を聞いて、多分井岡委員さんは鹿児島県へ行ってきたのかなという、そこで勉強したのかなと私は思ったのです。そんなのも含めて、一緒にまたみんな勉強したらどうかなという……。

○和田委員 分散型エネルギーの確保が非常に重要だということがお互いの共通認識になっていると思うのです。そのような場合に、分散型といえば分散の範囲、つまり村ごととか地域ごととか、そこで発電を、電力を供給できる発電所というか、そういうものをつくり出していく。そういう発想で、あっちにもこっちにもどうやってつくるかということ、

ビジョンとして載せることが必要ではないかと。分散型ならば徹底して分散型で、奈良県という単位の分散ではなくて、奈良県の奈良市、奈良県のどこそこ市とか町村というところまで、具体的に地域、村ごとというものをイメージした電力供給のあり方を考えてないといけないのではないかと。特に水力発電などは小水力でいこうと思ったら、200キロワット以下だから村の何十戸を賄えるとか、そんな範囲の話なので、これはやっぱりそこまで具体的に設定される、そういう推進の仕方を考えていく必要があると思います。これは私の意見ですから。

○猪奥委員長 分散型と言ったときの分散の単位を明確にしろと。

○和田委員 そうそう、エリアね。これはドイツで勉強させてもらったわけです。ドイツは、1村で100戸なら100戸、その1村で電気と熱湯、熱を利用しての熱湯、それを送り出している村。これがバイオマス発電で。だから、そのような小単位の、どこまで小単位になるのかわからないけれども、可能な限り小単位のエリアを設定していくとことが、必要かと思っています。

エネルギー供給の効率性という意味でもそうです。このエネルギー、電気をばあっとこの電線をはわけて送るのに、かなりロスが出ている。何割かのロスが出ているわけですから、そのロスをなくすという意味でも重要。そうして安い電力を供給することで、安い電気料金になるということ。何よりも安い電気料金で、安定して供給できるように。そういう意味でエリアを考えていく想定が必要かと思っています。

○猪奥委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見もないようですので、とりあえずこれもちまして委員間討議は終わります。

きょう配ったこのファイル、委員間討議資料は今度の委員会でも使いたいと思いますので、また持ってきてください。

6月定例会の中間報告は、正副委員長にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

今までのご意見も含めました報告案をまたお示しさせていただきますので、お願いいたします。

それから、最後に、県外調査についてであります。先進地事例は見聞に行かせていただいたほうがいいのではないかと思いますし、先ほどもそういうお声を頂戴しました。こ

のことについてご意見がありましたらお願いいたします。

○高柳委員 井岡委員の発言も、鹿児島県でしたか、ほんとのよいのではないかなど思ったりするのですけれども。

○阪口委員 個人的なことですけれども、県外調査は欠席でお願いします。

○猪奥委員長 わかりました。

○井岡委員 各派連絡会での説明にあたって、できるだけ予算をおさえるような内容で努力をしていただいて・・・。

○猪奥委員長 努力しつつ、鹿児島県の小水力発電とか、先進地を見せていただきに行かせてもらえたらありがたいと思います。また場所に関しては正副委員長で考えさせてもらって、次の委員会で皆さんにある程度の成案をお示しできるような格好でご提案したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。